

漁具・漁法	規 模
手釣、竿釣 (いかり掛け、どぼんこ、もり、ひし及びやすに類するものを除く)	竿釣は2本まで
たも網	制限なし

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚 種	期 間
にじます、こい、ふな、うなぎ、もろこ、おいかわ	1月1日から12月31日まで
うぐい	6月1日から翌年の3月31日まで
わかさぎ	10月1日から3月31日まで

2 削除

第5条から第6条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 _____

漁具・漁法	規 模
手釣、竿釣 (いかり掛け、どぼんこ、もり、ひし及びやすに類するものを除く)	竿釣は2本まで
たも網	制限なし

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚 種	期 間
にじます、こい、ふな、うなぎ、もろこ、おいかわ	1月1日から12月31日まで
うぐい	6月1日から翌年の3月31日まで
わかさぎ	10月1日から3月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

第5条から第6条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、中学

前項に公表するものがないため削除

遊漁料の減免対象及び

生又は心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持）、70歳以上のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、組合事務所又は組合が委託する釣具店で納付する。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁者	遊漁料	現場加算料
にじます、こい、ふな、わかさぎ、もろこ、おいかわ、うぐい、うなぎ	手釣・竿釣 たも網	①幼児又は小・中学生	無料	なし
		②心身障がい者 <u>70歳以上</u>	1日 250円 1年 2,000円	250円
		③上記①②以外	1日 500円 1年 3,000円	500円

2 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項に規定する現場加算料を合わせて納付するものとする。

3 前項に規定する遊漁証取扱所は、組合の掲示板にて公表し、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

第8条 略

2 略

3 遊漁承認証の交付は、前条2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

金額を表内で定めているため削除
現場加算料の納付の規定を第2項で規定するため削除

遊漁料の減免対象から70歳以上の削除

第1項で規定していた現場加算料の納付の規定の追加
遊漁証取扱所の場所の明確化

遊漁承認証の交付場所の明確化

魚種	漁具・漁法	遊漁者	遊漁料	現場加算料
にじます、こい、ふな、わかさぎ、もろこ、おいかわ、うぐい、うなぎ	手釣・竿釣 たも網	①幼児又は小・中学生	無料	なし
		②心身障がい者 _____	1日 250円 1年 2,000円	250円
		③上記①②以外	1日 500円 1年 3,000円	500円

2 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項に規定する現場加算料を合わせて納付するものとする。

3 前項に規定する遊漁証取扱所は、組合の掲示板にて公表し、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

第8条 略

2 略

3 遊漁承認証の交付は、前条2項に規定する場所 _____
_____又は漁場監視員において行うものとする。

4 略 第9条から第11条 略	4 略 第9条から第11条 略		
------------------------	------------------------	--	--